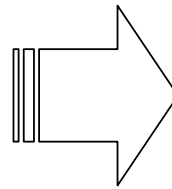


災害復旧事業について

- ➔ 災害復旧制度(国庫補助対象)とは
- ➔ 災害復旧事業費の査定について
- ➔ 財務局の役割について

災害復旧制度(国庫補助対象)とは

【被災直後】



【復旧後】



(写真は熊本県提供)

- ➡ 台風、豪雨、地震など自然災害により、道路、河川、学校などの公共施設や農地・農業用施設が被害を受けた場合、その施設の管理者である地方公共団体は公共の福祉の確保や農林水産業の維持を図るためにその復旧を行うこととなります。その際、被災した地域には、速やかに災害復旧事業を実施する必要があることから、一定の要件に該当する災害復旧事業については、国がその経費の一部を負担又は補助しています。

災害復旧事業費の査定について

- ▶ 被害を受けた施設の管理者である地方公共団体等は、被災箇所の復旧事業計画を策定し、災害復旧事業の目論見書設計書等を添付して、所管する主務大臣(国土交通大臣、農林水産大臣等)に対し、国庫負担の申請を行います。
- ▶ 申請を受けた主務大臣は、被災現地に災害査定官を派遣し、現場の状況を調査した結果、災害復旧事業費の決定(これを災害復旧事業費の査定といいます。)がなされます。

財務局の役割について

- ▶ 私たち財務局では、災害復旧事業の性格に鑑み、財政を所管する財務省の立場から、各省が行う災害査定事業費の現地査定に当局の係官が立ち会い(これを災害復旧事業費査定立会制度といいます。)、その場で現地に即応した適切な復旧方法と事業規模を決定し、その予算措置が図れるようにし、災害復旧事業が早期に実施できるようにしています。
- ▶ 被害の態様は多種多様、複雑であることから、その採択については公正かつ適正なものとするとともに、民生の安定を図るうえから、早期に災害復旧事業を実施する必要があります。
なお、災害復旧にあたっては、原則として被災前の状態に復旧(原形復旧)することとなっています。